

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

# キャリアアップ助成金

## (賃金規定等改定コース)

すべて、または一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた事業主に対して助成されます。

**受給できる事業主** ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

**次のいずれにも該当する**雇用保険の適用事業所の事業主

- 「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」に基づき、キャリアアップ計画(※)を作成し、都道府県労働局長の認定を受けること  
※有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、  
①対象者、②目標、③期間、④目標達成のための事業主が講ずる措置等を予め記載したもの
- すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させたこと
- 増額改定前の賃金規定等を3ヵ月以上運用し、かつ増額改定後の賃金規定等を6ヵ月以上運用していること

【新型コロナウイルス感染症の影響等に係るキャリアアップ助成金の手続きに関して】

- 新型コロナウイルスへの感染もしくは感染予防の影響で定められた支給申請期間に申請できない場合、当該理由(新型コロナウイルスへの感染もしくは感染予防の影響)のやんだ後、1ヵ月以内にその理由を記した書面を添えて申請することができます
- 正社員等への転換等の取組後6ヵ月が経過していない間に、支給対象となる社員が新型コロナウイルスへの感染もしくは感染予防の影響で休業した場合、勤務していない月であっても、給与が満額支払われている場合には、勤務をした日に含めることができます(有給休暇を取得した日は「勤務した日」に含む)
- 新型コロナウイルスへの感染若しくは感染予防の影響で、事業所が休業するなど対応に追われ、取組み前にキャリアアップ計画書や変更届の提出ができない場合、当該理由(新型コロナウイルスへの感染もしくは感染予防の影響)のやんだ後、7日以内にその理由を記した書面を添えて提出することができます

## 受給内容

①すべての有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定した場合

対象労働者数	大企業	中小企業
1人～3人	7万1,250円<9万円>	9万5,000円<12万円>
4人～6人	14万2,500円<18万円>	19万円<24万円>
7人～10人	19万円<24万円>	28万5,000円<36万円>
11人～100人	1人あたり1万9,000円<2万4,000円>	1人あたり2万8,500円<3万6,000円>

②一部の有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定した場合

対象労働者数	大企業	中小企業
1人～3人	3万3,250円<4万2,000円>	4万7,500円<6万円>
4人～6人	7万1,250円<9万円>	9万5,000円<12万円>
7人～10人	9万5,000円<12万円>	14万2,500円<18万円>
11人～100人	1人あたり9,500円<1万2,000円>	1人あたり1万4,250円<1万8,000円>

※ 中小企業において3%以上5%未満の増額改定をした場合、次の金額を加算

上記①：対象者1人あたり1万4,250円<1万8,000円> 上記②：対象者1人あたり7,600円<9,600円>

※ 5%以上の増額改定をした場合、次の金額を加算

上記①：対象者1人あたり23,750円<3万円> 上記②：対象者1人あたり12,350円<15,600円>

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合

1事業所あたり14万2,500円<18万円>(中小企業の場合：19万円<24万円)>加算(1事業所1回限り)

※ 1年度1事業所あたり申請1回、100人まで

※ <>内は生産性の向上が認められる場合の額

## 取り扱い機関

都道府県労働局、公共職業安定所